

税法改正 税務調査の手続きが変わります！

税務調査の心得とその対策

✓ 来年1月から適用される新しい税務調査の方法

平成23年の税制改正で税務調査手続が法律上、明確化されました。現行では運用上の取扱いとされている内容が、法令に定められたのです。

定められた内容のうち、主なものとして、①調査の際は、原則、「事前通知」が行われる、②「帳簿書類等の提示・提出」が法定化される、③「修正申告が勧奨」される、④税務当局が行う更正または決定については、「処分理由が付記」される、⑤「同一事業年度の「再調査」が行える」などがあります。

再調査については、「前年までのふんは、前回の調査で終わっているから、もう調査されない」とは言えなくなるのです。

改正は、原則、来年の平成25年1月1日以降に行われる調査から適用されます。税務当局は、スムーズに移行するため、今年の平成24年

10月1日からの調査について改正内容の一部を先行的に取り組みこともしています。

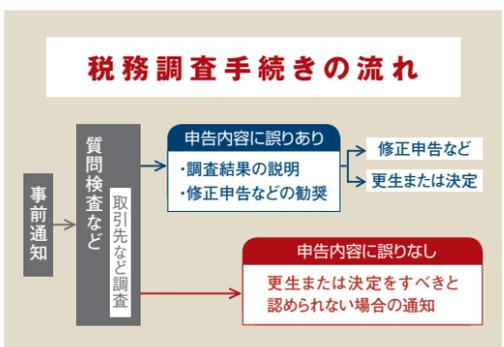
✓ 調査対応の心得

税務調査には、経営者にも立ち会ってもらうことになりませんが、調査開始時のあいさつや会社の概要などを説明した後は、ずっと立ち会う必要はありません。しかし、経営者が説明しないとわからない項目や最後のまとめなどの必要所では、ぜひ立ち会ってください。

調査でメインの担当になるのは経理責任者です。経理責任者は、取引の個別・具体的な流れや、その経理処理なども理解して調査にのぞみます。取引について指摘を受けても、なんらやましいところがなければ、堂々と説明し、グレーと思われれば、取引については、その取引が必要であったことを、証明資料や契約書の提示など理論武装をして説明することがポイントです。

✓ 調査対応の鉄則

調査対応の際の心がまえとして、知っておいてほしいことが3つあります。それは、①冷静で大人な対応をすること、②余計なことは決してしゃべらないこと、③最後まで気を抜かないこと——この3点です。調査で怒ってしまい、調査官の心証を書き出してしまったり、しゃべりすぎてポロを出してしまうような失敗は少な



出所＝国税庁「税務手続について(国税通則法等の改正)」より一部抜粋・加工

くありません。調査前には、この3つを唱えるくらいの気持ちでのぞんでみてください。

また、調査直前に書類をつくることはやめてください。仮装と言われかねません。書類については、取引のつど、必要な書類を整備することが大切です。

✓ 調査の終結方法

調査官との交渉の結果、申告に誤りがないことになれば、なんら問題はありません。「調査終了の通知」が税務当局より通知されることになります。

申告に誤りがあるとされた場合は、修正申告と更正の流れになります。

修正申告は、納税者が申告内容の誤りについて「自ら認め、納得したうえで」行うもので、更正は、税務当局の権限による是正となります。改正前では、法律に定めがないため、修正申告をするように仕向け



執筆者 加藤 幸人 かとう ゆきこ

アクタスマネジメントサービス株式会社 代表取締役
アクタス税理士法人 代表社員 税理士

企業に対する税務・会計を中心とした経営コンサルティング、個人に対する相続対策、事業承継対策コンサルティングサービスを展開。「税理士は、接客・サービス・コンサル業である」という考えにもとづき、お客様の立場で問題を考え、経営的な視点をもってアドバイスを提供することを心がけている。中堅・中小企業に対する企業再生支援にも積極的に取り組む。税務や経理実務に関する講師経験が多数。東京富士大学短期大学部「経理実務入門」講座の非常勤講師などを務める。

アクタスグループ
本部／東京都港区赤坂3-2-6赤坂中央ビル7F
税理士、社会保険労務士、公認会計士などの専門家で構成する会計事務所グループ。スタッフ数は約130名。東京に3拠点(赤坂、荒川、立川)、大阪に1拠点の計4拠点を持つ。経営コンサルティングを提供する「アクタスマネジメントサービス」を中核に、連結納税や国際税務などの専門性の高い税務コンサルティングを提供する「アクタス税理士法人」、社会保険労務士業務を提供する「アクタス労務研究所」などで構成。
URL / <http://www.actus.co.jp>
TEL / 03-3224-8888
Mail / info@actus.co.jp

られる「懲罰」が行われていました。改正後は、法律で修正申告を勧めることが定められ、「勧奨」されることになります。

修正申告をする、異議申立や審査請求といった「不服の申立」ができないことになりました。修正申告をするというのは自ら認め、納得している、不服の申立の権利を失うのです。調査結果に不満で、どうしても納得できない場合は、修正申告をせず、税務当局の更正を待つ方

法もあります。更正については、不服がある場合、「不服の申立」をしていくことができます。

経営者の方、経理責任者の方にとつて、調査の対応は神経をすり減らすものです。顧問税理士と密な連絡をとりあって、調査を乗り切ってください。

セミナーでは、改正された調査手法と税務調査への心得をさらに詳しく解説します。多くの方のご参加をお待ちしております。

東京会場 & 大阪会場 経営者、経理担当者のための 「税務調査の心得とその対策」

税務調査は、企業が存続している限り、避けては通れないものです。平成23年の税制改正で法定化された「税務調査の手続き」が平成25年の調査から適用されます。本セミナーでは法定化された「税務調査の手続き」とそのポイントを中心に、税務調査の仕組みや対応方法について、わかりやすく解説します。

- 東京会場**
日時 **2012年12月6日(木)**
14時～17時 (受付:13時30分～)
会場 アクタスマネジメントサービス株式会社 セミナールーム
〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-6 赤坂中央ビル7F
定員 先着 **20**名 料金 **無料**
- 大阪会場**
日時 **2012年11月29日(木)**
14時～17時 (受付:13時30分～)
会場 〒550-0015 大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービルB1
定員 先着 **40**名 料金 **無料**

- 今回のセミナーのポイント
- ① 税務調査手続きの法定化の内容とそのポイント
 - ② 税務調査にあたっての心がまえ
 - ③ 税務調査の一連の流れの理解
 - ④ 調査対応時のポイント
 - ⑤ 調査終了後の手続き

講師 (東京会場、大阪会場ともに)
アクタスマネジメントサービス株式会社 代表取締役
アクタス税理士法人 代表社員/税理士 **加藤 幸人** かとう ゆきこ

執筆実績
「小さな会社の総務と経理」(あさ出版)、「図解 いちばん簡単!確定申告」(監修、あさ出版)、「はじめの相続・贈与」(共著、明日香出版社)、「経理」がわかる引き継ぎノート」(中経出版)など。

申込方法
Webサイトからお申込みください
<http://www.actus.co.jp>
0120-459-480
seminar@actus.co.jp
検索はコチラから▶▶▶ **アクタスマネジメント** 検索